

第2号様式

法令適用事前確認手続 回答書

平成22年4月15日

殿

自動車交通局旅客課新輸送サービス対策室長

平成22年3月15日付けをもって照会のあった件について、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令の条項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1 回答

照会のあった事実については、照会法令の適用対象とならない。

2 当該事実が照会法令の適用対象とならないことに関する見解及び根拠

旅客運送に対する対価を一切要求せず、また受領しないのであれば、道路運送法上の「有償」に該当せず、道路運送法上の許可、登録は不要である。